



労使交渉・労使会議はカルテルではない 現場の声が国のよくなる事例集に反映

皆さん、ご安全に！参議院議員の村田享子です。労使交渉、労使会議が独占禁止法上の不当な取引制限(以下カルテル)に当たるのかについて確認して欲しいという依頼が、JAMの皆さんからありました。これを踏まえて、6/13の参議院経済産業委員会で質問を行いました。

6/13 労使交渉・労使会議はカルテルに当たらない

今回の質問を踏まえて、公正取引委員会のQ&AにJAMの意見が反映されました！



よくある質問コーナー(独占禁止法)NO.21

https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html

| 質問項目 | 村田議員の質問 | 回答者 | 回答 |
|------------------------|--|--------------------------|---|
| 労使会議は、カルテルではない | <ul style="list-style-type: none"> ● 労務費の価格転嫁に関連して、業種別の労使会議が、カルテルとみなされるのではないかとの懸念の声がある。 ● 具体的には、労働組合の要求を受け入れた結果として、製品価格の引き上げ額が他社と一致してしまった場合、カルテルに該当するのではないか。 ● 業種別の労使会議で、使用者側が集まることが、独占禁止法上のカルテルに該当するのではないか。との懸念があるので、公正取引委員会の見解を教えてください。 ● 業種別の労使会議の前後に、使用者側のみが集まって会議を開く場合がある。こうした会議を開くことが、カルテルに当たらないという理解で問題ないか。 | 片桐一幸 公正取引委員会 政府参考人 | <ul style="list-style-type: none"> ● 労使交渉の結果を踏まえて各社が自社の製品価格を引き上げることは、他の事業者と共同して相互に事業活動を拘束したものでなければ、<u>独占禁止法上のカルテルではない</u>。 ● 業種別の労使会議において、使用者が一堂を会したとしても、そのみで<u>独占禁止法上のカルテル</u>にはならない。 ● 労使交渉に際して、独占禁止法上の懸念を持つ事業者がいる場合は、直接公正取引委員会に相談して欲しい。 ● <u>労使交渉のために、使用者側が集まったことだけで独占禁止法上のカルテルとはならない</u>。 |
| カルテルとは？ | <ul style="list-style-type: none"> ● 業種別の労使会議の前後に開かれる使用者側のみが集まる会議において、賃上げに関する議論だけではなく、労務費の価格転嫁に関する交渉を同席する取引先と行う。 ● あるいは、製品価格に関する議論も行われた場合は、カルテルに該当するののか。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 複数の事業者が集まり、賃金に関する労使交渉の範囲を超えて、各社の製品価格の引き上げ等に関する話し合いが行われた場合、取引分野における競争を自主的に制限する場合、<u>独占禁止法上のカルテルに該当する</u>。 |
| 公正取引委員会は周知を！ | <ul style="list-style-type: none"> ● 賃上げには労使交渉が必要不可欠であり、カルテルに当たることを恐れて、労使交渉の場がなくなることを危惧する。 ● 製品価格の引き上げに関する話をせずに労使交渉するのであれば、カルテルに当たらない旨を、公正取引委員会には是非周知をして欲しい。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 本日の内容を踏まえて、労使交渉をめぐる独占禁止法上の考え方に関する周知を行い、<u>引き続き適切な価格転嫁を後押しする</u>。 |
| 質問動画の二次元コード | | | |
| 村田きょうこチャンネル(YouTube) | | | |
| 6月13日 | | | |
| 経済産業委員会で質疑を行いました！ | | | |
| (「労使会議とカルテル」「リスキング支援」) | | | |





出席しない“ご入金のみ”パーティー！？

人生初のNHK全国テレビ生中継で、岸田総理に政治改革を強く求める！



皆さん、ご安全に！ 参議院議員の村田享子です。

6月10日の決算委員会総括質疑では、議員になって初めてTV中継がされる中で、岸田総理に質問しました。テーマは「政治とカネ」。自民党が提出した改正政治資金規正法案は、抜け穴ばかりで全く実効性がないことや、裏金をもらっていたのに、凝りもせず違法な「ご入金のみ」パーティーを行おうとしている自民党議員について、残念ながら法案は自民、公明両党などの賛成多数で成立してしまいましたが、政策活動費の領収書の公開が10年後である等、問題点がありまくり！この改正法は、早期に修正を求めているかねばなりません。この質疑を、村田きょうこチャンネルだけでなく、他のYouTuberも取り上げてくれていますので『ご入金のみパーティー』で検索してみてください！

6/10 抜け穴のない政治資金規正法改正案を提案するも、岸田総理はいずれも明確に答えず！

| 質問項目 | 村田議員の質問 | 回答者 | 回答 |
|-------------------------|--|-------------------|---|
| 「ご入金のみパーティー」は寄附！ | ○自民党の田畑裕明衆議院議員が、2024年6月18日開催予定(当時)の政治資金パーティー案内状には、「出席」「欠席」に加えて「 <u>ご入金のみ</u> 」との記載がある。これは <u>会費ではなく、寄附ではないのか？</u> | 政府参考人 総務省 笠置隆範 | ○政治資金規正法で「 <u>寄附</u> 」とは、 <u>金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付</u> で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの。パーティーに係る <u>収入とは、パーティー参加の対価</u> として支払われるもの。 |
| 政治資金規制法改正案 パーティーの実態と | ○ <u>パーティーの対価は、催物に参加することに対して支払われる金銭</u> 。明らかに寄附ではないのか。 ○「ご入金のみ」なら、経費も掛けずに、何回でも開催できるようになる。脱法・違法ではないのか。 ○現在審議中の政治資金規正法改正案で、「 <u>ご入金のみ</u> 」パーティーは、 <u>規制の対象になるのか？</u> ○改正案で、パーティー券購入者の公開基準を、20万円⇒5万円に引き下げても、複数回開催すれば、引き下げた意味が無くなるのではないのか。 | 岸田文雄内閣総理大臣 | ○(何度も)議員本人が適切に説明すべき。 ○私は田畑議員の件は承知していない。当該パーティーの実態・運営等を把握した上で、判断されるべき。 ○パーティーの開催制限は、各党で共有されるべき。 |
| オンラインパーティー | ○(インターネット)配信など「 <u>オンライン</u> 」によるパーティーは、政治資金規正法の「 <u>政治資金パーティー</u> 」に <u>該当しない</u> のではないのか。 | 総務省参考人 笠置隆範 | ○法律上の定義は、人を集めずにオンラインだけで開催するものは、 <u>人を集めて行う会合と解することはできない</u> 。 |
| 政策活動費の用途公開 | ○政治資金規正法改正案では、政策活動費を、 <u>小切手や商品券等</u> で政党から議員に渡した場合、 <u>使途公開から除外される</u> ことが判明した。抜け穴を防ぐ改正案に修正すべき。 | 閣総理大臣 岸田文雄内 | ○今回の(裏金問題の)事案を受けて、再発防止の観点から、改正案を提出した。信頼回復に向けた議論を続けていきたい。 |

質問動画の二次元コード

村田きょうこチャンネル(YouTube)

6月10日

決算委員会で総理に質疑を行いました！

(政治資金規正法「ご入金のみパーティー」)



【発行元】JAM 政治センター

〒105-0014 東京都港区芝2-20-12

友愛会館11F

TEL: 03-3451-2451

公式サイト⇒ <https://murata-kyoko.com/>



ものづくり現場に資する リスキリングを！ 電気主任技術者の取得支援を要請しました



皆さん、ご安全に！ 参議院議員の村田享子です。
6月13日に行った参議院経済産業委員会での質疑では、
電気設備の保守・監督を行える国家資格「電気主任技術者」など、
現場に必要な資格取得者が不足している危機的な実情を強く訴え、
製造業の現場に必要な資格取得を支援するよう、政府に求めました。

6/13 電気主任技術者の人員不足に取り組む

～リスキリングとは？～

時代の変化により、今後必要とされる新たなスキル・知識を身に付けることです。

(Re-skilling=スキルの再習得)

実際、現場では、働きながら学ぶ時間がなく、企業にも余裕がないのが現状です。
政府が物心両面でサポートし、働きながら成長できる社会を実現してまいります！

| 質問項目 | 村田議員の質問 | 回答者 | 回答 |
|---------------------------|--|---------|--|
| 取得に支援を！ 電気主任技術者 | ○今、 <u>電気主任技術者を、ものづくり現場で確保するのが難しくなっている</u> 。工業高校の減少等により、資格取得者が減っているのが要因の一つ。デジタル化の進展により、電気の需要も今後増える。 <u>国として資格取得に向けた支援を行うべき</u> 。 | 辻本政府参考人 | ○同技術者の高齡化も、減少の要因。 ○近年、第三種試験を年1回⇒年2回に、試験会場を80カ所⇒260カ所に増加させ、コンピュータを使用するCBTテストを導入した。出前授業・情報発信等も展開中。 ○ <u>今後も、官民連携で必要な体制を講じる</u> 。 |
| ものづくり現場に資する リスキリング支援を！ | ○政府は、リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業を推進しているが、 <u>電気主任技術者など、製造現場で活用できる資格取得支援を行うべき</u> 。 ○ものづくり産業で働くのに必要な資格や将来性等の <u>情報が届かないと、資格取得のニーズも生まれない</u> 。デジタル化・IT化と言われているが、人がいなければ、ものづくりはできない。 ○ <u>ものづくりの現場に必要な資格ごとに、現状どの程度不足をしているかを把握し、ニーズに応じたリスキリングの支援事業を展開して欲しい</u> 。 | 菊川政府参考人 | ○労働者が、ものづくり産業の将来を見据えてリスキリングを求める環境整備が大事。 ○ <u>リスキリング支援事業で、製造業の現場で使える講座は、全体105中15程度</u> 。 ○デジタル系の講座が多いのは、現場のニーズがある程度反映されているから。 ○ <u>今後とも、現状把握と検証を行った上で、また新たに(事業を)採択する予定</u> 。製造業の人材育成にしっかり取り組む。 |
| 大手企業への人的投資の 拡大が不可欠！ | ○産業競争力強化法案の審議で、経済産業省の資料(企業活動基本調査)の中で、 <u>「中堅企業はすごく人材教育投資を行っているが、大企業は過去10年比で202億円減」と</u> の記載があり、大変びっくりした。今後、大企業に対して、どのように“人への投資”を促すのか。 | | ○コストカット型経済の中で、人への投資を「コスト」と考えて抑制してきたのではないかと。 ○賃上げ促進税制では、教育訓練費を増やすと税額控除額を増やす取組も行っている。 ○賃上げ促進税制を使った企業の中で見ると、教育訓練費を上乗せしている大企業は多い。 <u>賃上げしている企業は、人的投資もやっていると推測されるが、今後も様々なデータに基づき、対策を行う</u> 。 |

質問動画の二次元コード

村田きょうこチャンネル(YouTube)

6月13日 経済産業委員会で質疑を行いました！

(「労使会議とカルテル」「リスキリング支援」)



【発行元】JAM 政治センター

〒105-0014

東京都港区芝2-20-12 友愛会館11F

TEL: 03-3451-2451

公式サイト⇒ <https://murata-kyoko.com/>